

# 消費者機構日本ニュースレター

161号

## 【東京医科大学】簡易確定手続（被害回復訴訟）の債権届出を行いました。

当機構は、2020年11月5日、消費者裁判手続特例法にもとづき、簡易確定手続における債権届出を東京地方裁判所に行いました。

- ①届け出た対象消費者の人数 563名
- ②届け出た債権（対象となる試験）の数 891個
- ③届け出た入学検定料等の債権額の合計 65,945,536円、および法令にもとづく遅延損害金相手方大学による認否の届け出期限は2021年1月25日です。

詳しくはコチラをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/trial/topic\\_200616\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/trial/topic_200616_01.html)

## ㈱エスクリ（結婚式場等）より、不当勧誘（退去妨害）を行わないよう周知徹底するとの回答を受領しました。

当機構は、㈱エスクリに対し、結婚式をキャンセルした場合の解約料の是正及び、勧誘の際に退去妨害を行わないことを申入れしました。その結果、解約料については、平均的損害を超えるものではないとの反論と根拠資料の提示があり、是正申入れを受け入れていただけませんでした。一方、退去妨害については、そのような不当な勧誘の事実は確認できないが、趣旨には異論はないので、従業員に周知徹底をするとの回答を受領しました。解約料については、当機構から以下の意見を㈱エスクリに述べた上で、協議を終了しました。

成約日当日や翌日にキャンセルした件数は相応にあり、成約日当日や翌日にキャンセルした場合に、申込金の10万円が返還されないことでトラブルになったケースもあることから、成約後間もない時点でのキャンセルの場合は、トラブル防止の観点から、解約料を契約成立に要した実費程度に設定することが望ましい。

詳しくは、コチラをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_201201\\_02.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_201201_02.html)

**ビカラダ（パーソナルトレーニングジム）の会則について、問題があると考え、当機構ウェブサイトで公表しました。**

当機構は、消費者からの情報提供を受け、(株)POLICY に対して、当該事業者が運営するパーソナルトレーニングジム「ビカラダ」の会則について申入れを行いました。

当機構から数回に渡り、回答のお願いをしましたが、回答はないままです。その為、当該事業者と協議は困難と判断し、申入れ内容を当機構ウェブサイトに公表することで、消費者の皆様にご注意喚起を行いました。

詳しくは、コチラをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_201201\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_201201_01.html)

**アニメイト（アニメグッズの販売）のウェブサイトから、置き商品がキャンセルとなった場合、予約内金が返金できないとの表記が削除されました。**

当機構は、消費者からの情報提供を受け、(株)アニメイトに対して、置き期限が過ぎてしまった場合の予約内金についての考え方等について問い合わせを行い、原則として返金しているとの回答を受領しました。(株)アニメイトのウェブサイトでも、置き商品がキャンセルとなった場合、予約内金が返金できないとの表記が削除されたこと確認しました。

また、発売日未定の商品を予約する場合は、発売日を自分で調べるようにと言われ、店舗からの連絡がないとの情報があり、この理由についても問合せを行いました。発売日確定後に「発売または入荷予定のご連絡」といった通知をお客様に通知しているとのことでした。発売日未定の商品については、クラブアニメイトに登録することで、登録アドレス宛てに「発売日」を送付するサービスを行っていることを確認しました為、協議を終了しました。

詳しくは、コチラをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_201201\\_03.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_201201_03.html)

**預託法改正及び特定商取引法改正に関する、適格消費者団体の連名意見書を提出しました。**

前号でお知らせしましたとおり、ジャパンライフ事件や通信販売の詐欺的定期購入事案といった悪質商法に対策を講じるため、預託法及び特定商取引法の改正について、消費者庁の検討委員会で報告書が出され、消費者庁において両法の改正法案準備が進められています。

これらの法改正をより実効性あるものとする観点から、適格消費者団体21団体のうち17団体の連名で次の趣旨の意見書を、12月3日付で消費者庁にあてて提出いたしました。

(意見の理由を含めた意見書全文は、近々、当機構ウェブサイトに掲示いたします。)

(意見の趣旨)

1.いわゆる「販売預託商法」を規制するための法整備を行うことをはじめとした預託法改正に当たっては、以下の措置を講ずべきである。

(1) 販売預託商法を原則禁止とすることを前提として、①悪質な事業者の脱法行為を防止すべく、取引実態に着目した定義規定を設けるとともに②金融商品取引法の集団投資スキームの定義との間にすき間が生じることがないように両法律の適用範囲の明確化を図るべきである。

(2) 現行の預託法については、特定商品制の撤廃、勧誘規制の強化、広告規制の新設、勧誘の際に告げた事項又は広告で表示した事項に係る合理的な根拠を示す資料の提出及び当該資料が提出されない場合の行政処分の適用に係る違反行為が行われたものとみなす規定の新設、業務禁止命令の導入を早急に行うべきである。

また、これらの規定の実効性確保のために罰則を導入すべきである。その際は、過去の販売預託商法の大規模被害の実態や反社会性の強さを踏まえ改正された預託法違反の犯罪(販売預託商法を除く)については重い法定刑を設けるべきであり、特に、販売預託商法については組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下、「組織犯罪処罰法」という。)における詐欺罪に相当する法定刑を設けるべきである。かつ、販売預託商法については組織犯罪処罰法の適用対象とし、販売預託商法に係る犯罪収益を没収し、その上で、没収した財産を被害者の被害回復に充てる仕組みを構築すべきである。

さらに、被害救済の観点から民事規定を導入すべきである。

(3) 預託商法に関して、適格消費者団体による差止請求の規定を新設すべきである。

2.報告書5頁から6頁の「消費者被害の拡大防止等を図るための措置」に関する特定商取引法の改正課題についていずれも賛同するところであり、早期の法改正を期待する。そのうえで特に、特定適格消費者団体が訴えを提起した共通義務確認訴訟を対象として、消費者庁等が実施した行政処分の根拠資料等を特定適格消費者団体が証拠として用いることができるように提供することを可能とする規定を新設すべきである。

3.詐欺的な定期購入商法をなくすために、独立した実効性ある規制を設けることに賛成である。具体的には、広告画面において、お試し・初回無料など定期購入の条件と実質的に矛盾する表示により定期購入を条件としていないと誤認させる文言の表示を禁止する規定を設けるべきである。また、②これらの禁止行為違反に対しては十分に抑止効果がある罰則の対象とすること、並びに電子消費者契約法3条と同様に、重過失の有無を問わず錯誤取消しの対象とすべきである。

また、詐欺的な定期購入商法の契約に関して、解約・解除を不当に妨害する行為の禁止として、③広告画面及び申込確認画面において、解約自由・解除保証等の表示を強調しながら、解約方法や解約条件に関する制限を目立ちにくい小さな打消し表示とする行為並びに解約申出の連絡を事実上困難とする行為を禁止し、④これに違反する場合は、2回目以降の契約に関して中途解約権を保障し違約金の定めを制限すべきである。

4.いわゆる「送り付け商法」をなくすために、特定商取引法において、消費者の承諾なく商品を送付して対価を要求すること及びその商品に係る売買契約の諾否の回答又はその商品の返還を求めて消費者に連絡をとることを禁止すべきである。

また、これに違反した行為に対し行政処分や刑罰の対象とすること並びに期間経過を要件とせず直ちに事業者が商品の返還請求権を喪失すること並びに消費者の代金支払義務及び不当利得返還義務が存在しないことを特定商取引法上明記すべきである。

全国の適格消費者団体(21団体)のホームページ公表情報  
(2020年10月26日~11月30日分)


○各適格消費者団体(21団体)のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(10月26日~11月30日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 <a href="http://www.e-hocnet.info/">http://www.e-hocnet.info/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2020-11-27 <a href="#">シェアリングテクノロジー(株)、松原工業(株)に対する申入書を送付しました。</a></li> <li>■ 2020-11-24 <a href="#">(株)サンミュージックブレーンに対する申入書兼質問書を送付しました。</a></li> </ul>
<p>《消費者市民ネットとうほく》 <a href="http://www.shiminnet-tohoku.com/">http://www.shiminnet-tohoku.com/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2020.10.28 : <a href="#">森トラスト・ホテル&amp;リゾート株式会社(結婚式・披露宴運営業)に対する申入れの経過について公表します。</a></li> <li>■ 2020.10.28 : <a href="#">株式会社ビューティースリーに対する申入れ等の経過について公表します。</a></li> <li>■ 2020.10.28 : <a href="#">株式会社岩手ホテルアンドリゾート(結婚式・披露宴運営業)に対する申入れの経過を公表します。</a></li> <li>■ 2020.10.28 : <a href="#">特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し行った照会の結果を公表します。</a></li> <li>■ 2020.10.28 : <a href="#">ワイジェイFX株式会社に対する申入れの経過を公表します。</a></li> </ul>
<p>《とちぎ消費者リンク》 <a href="http://tochigilink.org/">http://tochigilink.org/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2020年11月20日 <a href="#">株式会社カーブスジャパンより回答書が届きました。</a></li> </ul>
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 <a href="https://www.npo-himawari.jp/">https://www.npo-himawari.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2020年11月24日 : <a href="#">(株)ROOKIES に対する差止請求訴訟の第2回期日が延期になりました</a></li> <li>■ 2020年11月09日 : <a href="#">株式会社ディー・エヌ・エー控訴審高裁判決を受けて【PDF:134KB】</a></li> <li>■ 2020年11月05日 : <a href="#">東京高裁は一審の判決を支持し、(株)ディー・エヌ・エー側の訴えを棄却しました</a></li> <li>■ 2020年11月02日 : <a href="#">(株)ZERUTA に対する共通義務確認訴訟(被害回復訴訟)の第1回期日について</a></li> <li>■ 2020年11月02日 : <a href="#">(株)Oz に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました</a></li> </ul>

<p>《消費者市民サポートちば》 <a href="https://sapochiba.com/">https://sapochiba.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a></p>	<p>■2020年11月11日：東京医科大学 平成29年度平成30年度 入学検定料等返還手続 東京地方裁判所に債権届出を行いました</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 <a href="http://www.zenso.or.jp/">http://www.zenso.or.jp/</a></p>	<p>■2020-11-6：「デジタルプラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備に関する検討会」での論点整理に関しての意見を提出しました。 ■2020-11-6：「競争ルールの検証に関する報告書 2020」(案)に対する意見を提出しました。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 <a href="http://www.ss-kanagawa.org/">http://www.ss-kanagawa.org/</a></p>	<p>■2020年11月4日 株式会社ミナガワ(神奈川不用品買取センター)に申入れを行いました : 2020年11月4日付(株)ミナガワ(神奈川不用品買取センター)の申入書.pdf</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 <a href="http://csnet-ishikawa.com/">http://csnet-ishikawa.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>	<p>■その他：申し入れ活動記事一覧： <a href="https://cnt.or.jp/category/information">https://cnt.or.jp/category/information</a></p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 <a href="http://kccn.jp/">http://kccn.jp/</a></p>	<p>■2020年10月30日 消費者庁長官に対して、特定商取引法60条の申出をしました。株式会社ライフに対して、広告の表示義務に違反する行為及び虚偽広告を理由に業務停止を命じるべきことを申し出ました。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<p>■2020-11-27：KC'sも参加する「消費者契約法の改正を実現する連絡会」から消費者庁に『契約条項の表示・不当条項』および『「平均的な損害の額」の立証負担の軽減』に関する意見を提出しました ■2020-11-27：家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の控訴審の第3回裁判が行われました。</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<p>■2020年11月10日 KRG管理センター株式会社に対する差止請求訴訟の第2回目の裁判が開かれました。 <a href="https://www.hyogo-c-net.com/overture/">https://www.hyogo-c-net.com/overture/</a></p>
<p>《消費者ネットおかやま》 <a href="http://okayama-con.net/">http://okayama-con.net/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>■2020年11月12日 株式会社ライフから回答書が届きました。 ■2020年11月06日 株式会社ライフに申入書を送付しました。 ☆株式会社ライフへの申入活動一覧はこちらから</p>



<p>《えひめ消費者ネット》  <a href="http://ehime-syohisya-net.org/">http://ehime-syohisya-net.org/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》  <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》  <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》  <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》  <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a></p>	<p>■ <a href="#">2020-11-27 : SNS 等を利用した個人間融資等の違法事案に関するお問い合わせについて, LINE 株式会社から回答がありました。</a></p>

 <p>COJ  <small>CONSUMERS ORGANIZATION OF JAPAN</small></p>	<p>特定非営利活動法人 消費者機構日本                  発行人: 藤井喜継 編集責任者: 磯辺浩一</p>
<p>〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階                  TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077</p>	